

阿賀野市条例第14号

阿賀野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿賀野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年阿賀野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第33条」に、「第35条・第36条」を「第34条・第35条」に、「第37条」を「第36条」に、「第38条—第50条」を「第37条—第49条」に、「第51条・第52条」を「第50条・第51条」に、「第53条」を「第52条」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

第34条第2項第4号中「第30条」を「第29条」に、同項第5号中「第32条」を「第31条」に改め、同条を第33条とする。

第35条を第34条とし、第36条を第35条とする。

第37条第1項中「第42条」を「第41条」に改め、同条を第36条とする。

第38条第1項中「第46条」を「第45条」に、「第42条」を「第41条」に、「第43条」を「第42条」に改め、同条を第37条とする。

第39条第4項中「第42条」を「第41条」に改め、同条を第38条とする。

第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条第1項第3号及び第7項中「第37条」を「第36条」に改め、同条を第41条とする。

第43条を第42条とし、第44条を第43条とし、第45条を第44条とする。

第46条第5号中「第43条」を「第42条」に改め、同条第7号中「第39条」を「第38条」に改め、同条を第45条とする。

第47条を第46条とし、第48条を第47条とする。

第49条第2項第1号中「第44条」を「第43条」に改め、同項第4号中「第30条」を「第29条」に改め、同項第5号中「第32条」を「第31条」に改め、同条を第48条とする。

第50条中「第33条」を「第32条」に改め、「以下この項、第19条及び36条第3項」を削り、「第50条」を「第49条」に、「第46条」を「第45条」に改め、同条を第49条とする。

第51条第3項中「第43条」を「第42条」に改め、同条を第50条とする。

第52条第2項中「第37条」を「第36条」に改め、同条第3項中「第43条」を「第42条」に改め、同条を第51条とする。

第53条を第52条とする。

附則第5条中「第42条」を「第41条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。